

## 宮城県文化芸術振興条例

### 目次

#### 前文

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 文化芸術振興ビジョン（第四条）

第三章 文化芸術振興施策

第一節 文化芸術の振興（第五条 第七条）

第二節 文化芸術による地域づくり（第八条 第十六条）

第三節 文化芸術に関する諸条件の整備（第十七条 第二十二条）

第四節 その他の施策（第二十三条 第二十五条）

第四章 宮城県文化芸術振興審議会（第二十六条 第三十一条）

#### 附則

古来、洋の東西を問わず、自然と風土に根ざした人々の営みの中から多様な文化が培われ、多彩な芸術の花々が咲き競ってきた。文化芸術との関わりや志向は、原始の時代から連綿と引き継がれてきた。たいわば人類普遍の心だとも言える。

縄文時代の日本列島は、鮮やかな四季の自然に支えられ、歴史的にまれにみる独創的で豊かな文化を展開していた。その中であつて、実り多い森と良好な漁場に恵まれた北東日本は、世界に誇るべき縄文文化の中心的役割を担っていた。宮城県に受け継がれ育まれてきた伝統的な文化芸術の源流もまたここにある。豊かな自然と歴史に恵まれた宮城県には、古くから先人たちが情熱を注いで磨き上げてきた数々の伝統と地域個性に彩られた文化芸術や美しい風土がある。

同時に、明治以来、欧米からもたらされた近代の表現芸術のジャンルにおいても、熱心な芸術家、愛好家たちの手によってまかれた種が芽を出し生長して、県民に潤いと感動、生きがいと活力を提供している。

文化芸術は県民にとって自信と誇りを汲み上げる源泉であり、文化芸術に対する理解と関心を深めると同時に、文化芸術を鑑賞し、これを創造するための気運を醸成することが必要である。

今こそ、県民一人一人が文化芸術を自ら実践し、これに親しみ、支え、香り高い文化芸術の恵沢を等しく享受するとともに、新しい地域文化の創造に取り組み、活力に満ちたライフスタイルの実現に向けて大きく踏み出すことが重要である。

ここに、「文化芸術の香り高いみやぎ」を目指すことを宣言するとともに、文化芸術の承継と新たな創造に向けて力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、多様な文化芸術の保護及び発展が図られるとともに、県民の主體的で多彩な文化芸術活動の展開により、活力ある地域社会を形成し、文化芸術の香り高いみやぎを実現することを目指して推進されなければならない。

ない。

2 文化芸術の振興に当たっては、香り高い文化芸術を創造し、享受することが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が国内外における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化芸術に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化芸術交流が積極的に推進されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、豊かな自然と歴史風土に培われてきた郷土の伝統的な文化芸術が、県民の自信と誇りの源である共通の財産として育まれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を担う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

#### (県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、県民の意見を十分に把握し、その意見を当該施策に反映させるよう努めるものとする。

3 県は、地域における文化芸術の振興に市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術振興施策の推進に当たっては市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な支援及び調整を行うよう努めるものとする。

4 県は、文化芸術振興施策の効果的な推進を図るため、文化芸術活動を担う個人及び文化芸術活動に関する団体（国及び地方公共団体を除く。以下「民間団体等」という。）の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分な配慮を行いながら、これらの者との連携及びこれらの者に対する支援に努めるものとする。

5 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

## 第二章 文化芸術振興ビジョン

### （文化芸術振興ビジョン）

第四条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興ビジョンを定めるものとする。

2 文化芸術振興ビジョンは、次に掲げる事項について定めるものとする。

#### 一 総合的な文化芸術振興施策の大綱

#### 二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

3 県は、文化芸術振興ビジョンを定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 県は、文化芸術振興ビジョンを定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県文化芸術振興審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 県は、文化芸術振興ビジョンを定めたときは、広く県民に周知する措置を講じなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術振興ビジョンの変更について準用する。

## 第三章 文化芸術振興施策

## 第一節 文化芸術の振興

### （芸術及び芸能の振興）

第五条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （生活文化の振興）

第六条 県は、茶道、華道、書道、衣食住等に係る生活様式その他の生活文化について、県民一人一人が生活を文化としてとらえ積極的に実践することができるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### （伝統文化の継承及び発展）

第七条 県は、先人から受け継がれてきた伝統芸能、文化財その他の伝統文化が、将来にわたって適切に保存及び承継され、新しい地域文化の創造のために活用されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二節 文化芸術による地域づくり

### （文化芸術による地域づくり）

第八条 県は、地域に根ざした独創的で優れた文化芸術が、観光の振興をはじめとする地域の発展及び地域間の交流の促進に大きな役割を果たすことにかんがみ、文化芸術による地域づくりに努めるものとする。

### （文化芸術活動の担い手の育成）

第九条 県は、県民の文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術活動を担う人材及び団体の育成に努

めるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第十条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第十一条 県は、次代の文化芸術の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性を育むことができるよう、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第十二条 県は、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術交流の推進）

第十三条 県は、文化芸術に関する地域間交流及び国際交流を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術情報の発信）

第十四条 県は、独創的で優れた地域文化の形成、観光の振興、国際交流の促進等を図るため、地域独自の文化芸術活動及び地域の文化芸術資源に関する情報を積極的に発信するよう努めるものとする。

（文化芸術に関する産業の振興）

第十五条 県は、県民の文化芸術活動の促進に資する文化芸術に関する地域産業の振興に努めると

もに、当該産業による地域文化の形成の奨励に努めるものとする。

（公共の建物等の建築に当たつての配慮）

第十六条 県は、公共の建物等の建築に当たつては、地域の歴史及び文化、周囲の自然環境及び景観等との調和に配慮するものとする。

2 県は、市町村又は民間の団体が設置する施設について、前項の規定による配慮が図られるよう理解と協力を得るよう努めるものとする。

### 第三節 文化芸術に関する諸条件の整備

（文化芸術に接する機会の充実）

第十七条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術活動の場の充実、文化芸術活動の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術施設の充実及び活用）

第十八条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化芸術施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化芸術施設以外の公共の施設を県民の文化芸術活動の場として利用することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、地域における県民の文化芸術活動の場として、市町村の社会教育施設等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第十九条 県は、県民の文化芸術活動の促進及び地域文化の形成に資するため、文化芸術に関する情

報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用推進）

第二十条 県は、文化芸術活動における情報通信技術の活用推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館その他県が設置する文化芸術施設等における情報通信技術を活用した展示等の推進、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（市町村及び民間団体等に対する援助）

第二十一条 県は、市町村が行う文化芸術振興施策及び民間団体等が行う文化芸術活動を促進するため、当該市町村及び民間団体等に対し助言、助成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（メセナ活動の促進）

第二十二条 県は、メセナ活動（文化芸術活動に対して個人又は民間団体等が行う対価を求めない支援活動をいう。）が本県における文化芸術の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その活動を促進するための普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四節 その他の施策

（推進体制の整備）

第二十三条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置等）

第二十四条 県は、文化芸術振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるとともに、文化振興基金条例（昭和六十二年宮城県条例第七号）に基づく文化振興基金の有効な活用を図るものと



する。

(顕彰)

第二十五条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者その他文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第四章 宮城県文化芸術振興審議会

(設置)

第二十六条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項（宮城県文化財保護審議会の権限に属する事項を除く。）について調査審議するため、宮城県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 文化芸術の振興に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属せられた事項
- 二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十七条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

(任期)

第二十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第二十九条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

(会議)

第三十条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略